

認可外保育施設新制度移行支援において
屋外遊戯場確保条件を緩和するための要件

屋外遊戯場確保条件を原則として維持しつつ、やむを得ず、敷地内もしくは近接地で屋外遊戯場を確保できない場合については、設計する園舎において、下記の要件を満たした場合に限り、屋外遊戯場確保条件を緩和することができることとする。

【ホール（遊戯室）の設置】

◎ 子どもたちが日常生活を送る保育室の他に、粗大（体を動かす）遊び等のための空間として、ホール（遊戯室）を設置すること。※クラス別定員の最大人数×3．3㎡以上
(要件)

- 家具などが子どもの動きを妨げることなく、子どもと大人が自由に動き回ることでできる空間である。
- 適切な緩衝物がないところへの墮落、体の一部を挟む、一般の設備の出っ張りなどが最低限に抑えられている等の深刻な障害を引き起こす要因がない。
- 風通しが良く、窓や天窓から自然光が採れ、それらがコントロールできる。
- 子どもだけで安全に移動できる場所にある。
- 異なる活動が互いに妨げにならないように空間が構成されている。

【保育室内等における構成される保育環境】

◎ 粗大遊び等のための空間としてホール（遊戯室）を設置するとともに、子どもたちが日常生活を送る保育室内はくつろぎと安らぎのためのスペースとしての保育環境を構成すること。

(要件)

- 1日の相当の時間を過ごすことのできる、子どもがのんびりし、本を読んだり、静かな遊びをすることのできるくつろぎの場（柔らかい家具や柔らかいおもちゃがあることが望ましい）が設定されている。
- 子どもを集団生活の圧力から逃れさせて安心を与えることを目的として、子どもが1～2人遊ぶことのできる程度の、他の子どもから邪魔されないスペースがある。
- 保育士が子どもの様子を容易に見渡すことができる。
- 造形、積み木、ごっこ遊び、読書、自然／科学などの特定の遊びを、発育・発達に応じて、子ども自らが選択して使えるように構成された、少なくとも3つの活動コーナーが設定されている。
- 活動コーナーは、静的な活動と動的な活動が交わらず、様々な活動のスペースが互いの妨げにならないように設定されている。